

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成26年12月8日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 田中道治君
- 12番 市川圭一君
- 13番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者職務代理者	大和田 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

議会事務局長	滝	本	仁	君
書	記	中	根	敏
書	記	飯	田	晴
				男
				君

平成26年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成26年12月8日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議席の一部変更の件
- 日程第 2. 議案第 72号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例について
- 日程第 3. 議案第 73号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第 4. 議案第 74号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 75号 牛久市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 76号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 77号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 78号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 79号 牛久市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 80号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 81号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第 82号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第 83号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14. 議案第 84号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15. 議案第 85号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16. 議案第 86号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第17. 議案第 87号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18. 議案第 88号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19. 議案第 89号 土地取得について
- 日程第20. 議案第 90号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第21. 議案第 91号 工事請負契約の変更について
- 日程第22. 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 日程第23. 議案第 93号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
- 日程第24. 議案第 94号 牛久市男女共同参画都市宣言について
- 日程第25. 議案第 95号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26. 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 日程第27. 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 日程第28. 議案第 98号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第29. 議案第 99号 牛久市情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30. 議案第100号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31. 請願第 8号 精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願書
- 日程第32. 請願第 9号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第33. 茨城県南水道企業団議会議員補欠選挙について
- 日程第34. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 意見書案第9号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 追加日程第2. 決議案第 9号 「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議について
- 追加日程第3. 決議案第10号 牛久市公共残土ストックヤード用地の取得に関する決議の提出について

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の一部変更を議題といたします。



議席の一部変更の件

○議長（山越 守君） 議員の所属会派の移動のために、変更するものであります。会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。田中道治君を11番に、市川圭一君を12番に、山越 守君を13番にそれぞれ変更いたします。変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2、議案第72号ないし日程第28、議案第98号の27件、日程第31、請願第8号及び日程第32、請願第9号の2件を一括議題といたします。



議案第 72号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例について

議案第 73号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議案第 74号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第 75号 牛久市情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第 76号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 77号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 78号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 79号 牛久市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議案第 81号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 84号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 85号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 88号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 89号 土地取得について
- 議案第 90号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 91号 工事請負契約の変更について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 議案第 93号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について
- 議案第 94号 牛久市男女共同参画都市宣言について
- 議案第 95号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 請願第 8号 精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願書
- 請願第 9号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成26年12月8日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第74号	牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第75号	牛久市情報公開条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第76号	牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第78号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第83号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第90号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第93号	利根川水系県南水防事務組合同規約の変更について	原案可決
議案第94号	牛久市男女共同参画都市宣言について	原案可決
議案第98号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成26年12月1日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月2日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第74号は、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、職員の人材育成施策の強化を図るため、総合的な職員人事の専門部署として「人事

部」を創設するものであります。

審査に当たり委員からは、人事部をなぜ独立させてつくるのか、市長公室の事務分掌の中に市町村の合併に関することが載っているが、合併について想定しているのか、質疑がなされました。

市執行部からは、人事部を設置し、より明確な市の求める職員像に近づけていくための人材育成、新たな施策を迅速に実行していくことが目的になります、合併については現時点で考えておらず、情報の収集となるとの答弁がありました。

また、人事行政を強力に推し進めたいとはどういうことか、非常勤一般職の処遇に対する考え方について質疑がなされ、市執行部からは、人材の育成について積極的な施策を展開していくことが人事行政を強力に推し進めたいということであり、非常勤一般職の処遇改善については新たに改正された主任、または総括非常勤職員制度の運用をしていく中で能力を発揮しやすい環境をつくっていくとの答弁がありました。

議案第75号は、牛久市情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、独立行政法人通則法の改正により特定独立行政法人が廃止され、行政執行法人とされたことに伴い、名称を変更し、あわせて引用条項等について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、現行法令との相違点、牛久市への影響について質疑がなされ、市執行部からは、独立法人が3法人設立され、牛久市への影響について特にないとの答弁がありました。

議案第76号は、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第75号と同じく、独立行政法人通則法の改正により特定独立行政法人が廃止され行政執行法人とされたことに伴い、名称を変更し、あわせて引用条項等について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、条文に当該個人とあり、条文中の地方独立行政法人の後に役員及び職員が入るのではないかと質疑がなされ、市執行部からは、この条例は情報公開の適用除外規定で、法人の中の個人の名前が出せるような規定となっているとの答弁がありました。

なお、執行部より議案第75号及び議案第76号の条文について訂正部分があり、現在上程している2件の条例に関して、訂正する条例を最終日に上程したいとの申し出がありました。

議案第78号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税率の引き上げ等及び軽自動車税の減免対象を拡大する改正であります。

審査に当たり委員からは、改正による増額見込み、減免対象となる身体障害者の把握について質疑がなされました。

市執行部からは、平成27年度は二輪車だけ影響があり約1,100万円の増が見込まれ、平成28年度から軽自動車も含まれ、平成26年度比で約5,000万円の増を見込んでいる、身体障害者の減免については、平成26年で89台の減免を行っているとの答弁がありました。

議案第83号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、歳入の主なものとして、繰入金は財政調整基金繰入金の増額計上であり、市債は建設事業債から臨時財政対策債への組みかえを行うものであります。

歳出の主なものとして、人事院勧告及び定期人事異動等による各款における職員及び議員の person 費の過不足に伴う給与等の増額及び減額計上であります。

総務費の総務管理費は、社会保障・税番号制度対応によるシステム改修費及び中間サーバー負担金の増額計上並びに固定資産税の課税誤りに伴う還付金等の増額計上であり、消防費は、災害時における石油燃料安定供給に関する協定の締結に伴う自動車燃料費等の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、社会保障・税番号制度の今後の予定について質疑がなされ、市執行部からは、番号制度のスケジュールは、対応するためのシステム改修は平成26年度から平成29年度までの4年間を予定している、住基システムについては平成26年度中にシステム改修を終え、平成27年10月には個人番号の通知を全国民に対して行う、平成29年7月、国、地方公共団体、県、市町村との連携が始まるとの答弁がありました。

また、マイナンバー制度が導入されると住基カードはなくなるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、住基カードは発行から10年間使用できるが、住基カードの中に入っている公的個人認証部分は有効期間が3年間で、新たな更新は行わない、住基カードで公的個人認証を使いたい方は、個人番号カードに切りかえる必要があるとの答弁がありました。

議案第90号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、牛久市内の中学校教諭が公用車を運転した際に、取手市役所敷地内においてバス車庫の電動シャッターに接触し損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、当事者への求償を行う考えについて質疑がなされ、市執行部からは、公用車の加入している保険での賠償であり、同額を本人に請求する考えはないとの答弁がありました。

議案第93号は、利根川水系県南水防事務組合規約の変更についてであります。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を組織する取手市において字の区域の変更及び設定が行われたことにより、区域名の一部を変更するとともに明確化を図ることに伴い、本規約を変更するものであります。

議案第94号は、牛久市男女共同参画都市宣言についてであります。

本件は、男女がお互いの人権を尊重し、ともに多様な生き方ができる地域社会を目指し、市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む姿を市民や事業者に示し、男女共同参画社会の実現に向けての機運を高め、今後の取り組みにつなげていくことを目的として、男女共同参画都市を宣言するものであります。

議案第98号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、歳入として、国庫支出金の委託金は衆議院議員選挙事務委託金の計上であり、歳出として、総務費の選挙費は今年14日執行の衆議院議員総選挙に伴う人件費及び備品等の経費の計上であります。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第75号、議案第76号、議案第90号、議案第93号、議案第94号及び議案第98号はいずれも全会一致により、議案第74号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第78号及び議案第83号については、可否同数により委員長裁決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

平成26年12月8日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 市川 圭 一

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
-------	----	-------

議案第 72 号	牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第 73 号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	原案可決
議案第 77 号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 79 号	牛久市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 80 号	牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 81 号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 82 号	牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 83 号	平成 26 年度牛久市一般会計補正予算（第 4 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 84 号	平成 26 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 87 号	平成 26 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 88 号	平成 26 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 91 号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第 92 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 95 号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
請願第 8 号	精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願書	採 択
請願第 9 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	採 択

〔教育民生常任委員長市川圭一君登壇〕

○教育民生常任委員長（市川圭一君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 26 年 12 月 1 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 12 月 3 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第72号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により、地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、介護保険法の改正で要支援1、2の方が予防給付から切り離されることの関連性、財源、牛久市地域包括支援センターの今後の設置について質疑がなされました。

市執行部からは、介護保険法の改正で要支援1、2の方が予防給付から切り離され、通所介護と訪問介護の2点になり、こちらとの関連性は特になく、財源については今までどおりで変更がなく、地域包括支援センターは現状のまま1カ所で運営していくとの答弁がありました。

議案第73号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業に関する人員及び運営等の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、財源の変化、この基準に対応した法人の数について質疑がなされました。

市執行部からは、財源等の変更はなく、社会福祉協議会が委託している地域包括支援センターがこの事業の運営を行っており、法人としては牛久市社会福祉協議会1つであるとの答弁がありました。

また、牛久市独自として記録文書が2年から5年の保存期間となっているが、その必要性について質疑がなされ、市執行部からは、事業所の不正な請求があったりして監査等を行うときに必要なため、保存年限を5年に変更して対応したとの答弁がありました。

議案第77号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、学校教育法施行令の改正により、牛久市障害児就学指導委員会の名称を牛久市教育支援委員会に改正することに伴い、委員の名称を改正するものであります。

議案第79号は、牛久市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、学校教育法施行令の改正に伴い、牛久市障害児就学指導委員会の名称を牛久市教育支援委員会に変更し、早期からの一貫した教育支援をより充実させるため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、障害のある児童がふえていると言われているが、通常の教育を受けたい保護者の対応について質疑がなされました。

市執行部からは、牛久市においては幼児教育のサポート会議があり、そのチームが各保育園、幼稚園を回り、保護者の聞き取りや情報収集を行い、保護者の意見も勘案しながら、就学指導委員会では支援学級、特別支援学校、通常学級の選択を審議しているとの答弁がありました。

議案第80号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、婚姻によらず、ひとり親となった方の児童クラブ負担金を算定する際に寡婦（夫）控除を適用するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、対象人数について質疑がなされ、市執行部からは、8世帯9名が対象となっているが、そのうち7世帯8名が所得の関係で免除となっており、今回の該当者は1世帯1名となるとの答弁がありました。

議案第81号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業に関する人員及び運営等の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、引用条項について改正するものであります。

議案第82号は、牛久市市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、婚姻によらず、ひとり親となった方の市営住宅の家賃を算定する際に寡婦（夫）控除を適用するため改正するもの及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の名称が改正されたことに伴い、本条例中の文言を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、市営住宅への中国残留邦人の方の入居状況、ひとり親に対する支援の現状について質疑がなされ、市執行部からは、中国残留邦人の方は1世帯入居されている、市営住宅にはひとり親に対する支援対象が3世帯で、最下層の家賃となっているため、この条例による影響はないとの答弁がありました。

議案第83号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、歳入の主なものとして、分担金及び負担金は私立保育園の保育料の減額計上、使用料及び手数料はじんかい処理手数料

の増額計上であります。国庫支出金は民生費国庫負担金の増額計上、県支出金は民生費県負担金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費の社会福祉費は、介護保険事業特別会計における給付費負担金の増額に伴う繰出金の増額計上、国民健康保険事業特別会計の繰出金の増額計上であります。教育費の小学校費は電気料の不足見込みに伴う増額計上及び教科書改訂に伴う指導書購入費の増額計上、中学校費は牛久南中学校を車椅子対応とするトイレ等改修工事費の増額計上、幼稚園費は私立幼稚園就園奨励費補助金の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、住宅手当緊急措置事業の具体的な内容、水中運動健康教室の講師派遣先について質疑がなされました。

市執行部からは、離職者であって就労能力、就労意欲のある者のうち住宅を失っている者、またはおそれのある者を対象として原則3カ月間、最長で9カ月間、賃貸住宅の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行うものです、水中運動健康教室の実施場所は、栄町にあるタップスイミング牛久育泳館を予定しているとの答弁がありました。

また、作業員を任用して小中学校施設の修繕を実施する内容、南中学校の工事内容について質疑がなされ、市執行部からは、2名の作業員で各学校ではなく教育総務課で修繕スケジュールを立て、小中学校、幼稚園施設を対象に行うものである、南中学校の工事内容は、車椅子での登校を可能にするため昇降口にスロープを設置、女子トイレの改修になる、市としてはなるべく早く行いたいと考えているとの答弁がありました。

議案第84号は、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の増額計上及び退職被保険者等国民健康保険税の減額計上であり、前期高齢者交付金は交付額決定に伴う減額計上であり、繰入金は一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は人事院勧告及び定期人事異動等に伴う職員給与等の増額計上であり、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金は負担金の確定に伴う減額計上であり、諸支出金は前年度精算に伴う国庫返還金の増額計上であります。

議案第87号は、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入の主なものとして、介護給付費の増額に伴う介護保険料、国庫負担金、支払基金交付金及び県負担金の増額計上であり、国庫補助金及び県補助金は人件費の減額に伴う減額計上であり、繰入金は一般会計からの繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、人事院勧告及び定期人事異動等による各款における職員給与等の減額計上であり、保険給付費は介護サービス給付費の増額に伴う給付費負担金の増額計上であり

ます。

審査に当たり委員からは、居宅介護予防サービスが80名増ということで、この状況は急激な増加になっているか質疑がなされ、市執行部からは、1カ月当たり10人から15人で少しずつ増額している状況との答弁がありました。

議案第88号は、平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものとして、繰入金は一般会計からの繰入金の減額計上であり、諸収入のうち委託金は健康診査委託料の増額計上であり、雑入は前年度過払い精算に伴う後期高齢者医療療養給付費返還金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は人事院勧告及び定期人事異動等に伴う職員給与等の増額計上であり、保険給付費は負担金の確定に伴う広域連合共通経費負担金の増額計上であり、保険事業費は健診受診者の増加に伴う健康診査委託料の増額計上であります。

議案第91号は、工事請負契約の変更についてであります。

本件は、中根小学校校舎増築工事について、市場価格の高騰により当初予算額にて発注できなかった家具工事及び既設改修工事を追加するものであります。

審査に当たり委員からは、市場価格の高騰について質疑がなされ、市執行部からは、市場価格が1.2倍から1.3倍くらい工事価格の単価が上がっている状況で、工期の最後になる部分は外しておいたもので、今回その分を増額するものとの答弁がありました。

議案第92号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の指定管理者として、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会を選定するものであります。

議案第95号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、出産育児一時金の支給について、支給額39万円を40万4,000円に引き上げるものであります。

請願第8号は、精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願書であります。

本件は、精神障害者の地域活動支援センターを市内に複数設置することを求めるものであり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

請願第9号は、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願であります。

本件は、自由に手話が使えるよう聾学校及び一般校における環境整備を行うこと、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと等を求めるものであり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

委員からは、茨城県では44市町村の中で7自治体だけしかこの請願が採択されておらず、

これは44市町村全部で採択されるべきであるとの意見がありました。

また、茨城県は福祉関係がおくれた状況で、請願を採択し手話言語法が制定されるよう求めていきたいとの意見がありました。

以上、16件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第72号、議案第73号、議案第77号、議案第79号ないし議案第82号、議案第84号、議案第87号、議案第88号、議案第91号、議案第92号及び議案第95号はいずれも全会一致により、議案第83号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第8号及び請願第9号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成26年12月8日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野 政子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第83号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第85号	平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第86号	平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

議案第 89 号	土地取得について	原案可決
議案第 96 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 97 号	指定管理者の指定について	原案可決

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） それでは、産業建設常任委員会委員長審査報告をさせていただきます。

平成26年12月1日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月4日、奥原町地内の公共残土ストックヤード用地の現地視察を行うとともに委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第83号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、使用料及び手数料はじんかい処理手数料の増額計上であり、国庫支出金のうち、衛生費国庫負担金は放射能対策人件費の減額に伴う放射線量低減対策緊急事業費補助金の減額計上であります。衛生費国庫補助金は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増額計上及び地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業補助金の減額計上であり、労働費国庫補助金は緊急雇用創出事業補助金の増額計上であります。県支出金のうち、農林水産業費県補助金は里山再生に伴う身近なみどり整備推進事業費補助金の増額計上であり、雑入は回収資源売捌料及びペレット燃料売捌料の増額計上であります。

次に、歳出の主なものとして、衛生費の保健衛生費は奥原町地内に公共残土ストックヤードを整備し、公共残土処分費の削減及び不法投棄を防止するための用地購入費の増額計上並びにうしくあみ斎場太陽光発電実施設計費に対する一部事務組合負担金の増額計上であり、農林水産業費の農業費は農業整備事業補助金の増額計上であり、林業費は里山再生業務委託費の増額計上であり、土木費の道路橋梁費は市内道路補修委託費の増額計上及び排水施設の汚泥収集運搬処理委託費の増額計上であり、都市計画費は公共下水道事業特別会計における前年度繰越金の増額に伴う操出金の減額計上、遊具設置工事費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、奥原町地内の公共残土ストックヤード用地購入について、くぼ地に向かうための進入路に業者が搬入した残土について、有害物質等が含まれた残土ではないことをどのように確認されているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、トラック60台相当の砕石と改良土がまじったものを敷きならし、くぼ地に通じる進入路をつくっていることを

確認しており、これ以上搬入しないよう市として指導したため、その後の搬入はされなくなった、改良土等が搬入された当時の分析表では有害物質は検出されていないとの結果であったが、牛久市が購入するに当たっては、購入契約の前に、搬入された改良土等を牛久市側による分析にかけ、安全性を確認したいとの答弁がありました。

また、その分析には、地元の住民の方々と産業建設常任委員会の委員に立ち会いをお願いしたいと考えているとの答弁もありました。

そのほか委員からは、公共残土ストックヤード用地購入については、売買契約はまだ先になるだろうが、土地購入費1,300万円を今回の補正予算に計上しなければならない理由について質疑がなされ、市執行部からは、まだ交渉段階に入ったばかりであるが、土地所有者が土地売買の相手方として考えているのは牛久市だけではなく、ほかの業者等の可能性がある、そのような状況の中、牛久市が予算的裏づけをし、土地を購入する意思を明確に示さなければ交渉は有利に働かないため、補正予算に計上したとの答弁がありました。

また、ペレットストーブの具体的な設置場所と特別支援学級への設置について質疑がなされ、市執行部からは、小学校8校、中学校5校、福祉センター並びに創造の家、クリーンセンター、ネイチャーセンター、グリーンファーム、市役所庁舎等に設置している、学校については、職員室、校長室、会議室、PTA会室等の事務室系を中心として、昇降口や廊下等のたまり場的な場所に設置する学校もある、現在、特別支援学級については設置をしていないが、将来については、養護教諭、担任の先生等、関係する方々からの意見を聞いた上で検討していきたいとの答弁がありました。

議案第86号は、歳入の繰越金は前年度繰越金の増額計上であり、歳出の総務費、総務管理費は、人事院勧告及び定期人事異動等に伴う職員給与等の増額計上及び青果市場財政調整基金積立金の増額計上であります。

議案第89号は、土地取得についてであります。

本件は、雨水排水対策を目的として調整池機能を有した緑地整備をするため、当該用地を取得するものであります。

審査に当たり委員からは、4万6,000立方メートルの雨水を貯留可能な調整池を整備する根拠について質疑がなされ、市執行部からは、毎秒16立方メートルの雨水の流入に対し、毎秒5.2立方メートルの流出量に抑えることを想定すると、4万6,000立方メートルの雨水を貯留する能力が求められるとの答弁がありました。

また、上町、下町地域で道路の冠水はあるが、床上、床下浸水がない状況において、調整池を整備する必要があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、今後の道路整備や市街化区域内の土地利用により雨水の排水量がふえることが想定されるため、調整池の整備が必要と考え

ているとの答弁がありました。

議案第96号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している賃貸自転車駐車場3カ所の指定管理者として牛久都市開発株式会社を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、指定管理者選定に当たっての評価項目には、駐車場や駐輪場の施設管理等に関する項目に加え、まちのにぎわいづくりに資する事業提案に関する項目もあり、募集当初から、牛久都市開発株式会社を選定されることを見越しての評価項目設定ではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、これまでまちづくりについて行政が主体となっていて行ってきたが、近年の高齢化に伴う社会保障費の増大や、人口減少に伴う税収の減少等によって行政の財政状況は逼迫し、行政だけではまちづくりができない状況になってきている中で、市の公の施設である駐車場や駐輪場の管理を担う指定管理者にも、民間が主体となった取り組みによるまちのにぎわいの創出を検討してもらいたいと考え、まちづくりの項目を評価項目としたとの答弁がありました。

議案第97号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している賃貸駐車場14カ所の指定管理者として牛久都市開発株式会社を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第85号、議案第86号は全会一致により、議案第83号、議案第89号、議案第96号、議案第97号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第83号平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）については、鈴木かずみ君外2名から修正の動議（1号）が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 議案第83号平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議、提案の理由です。

2016年1月からの本格稼働を狙ったマイナンバーのシステム改修費が、6月、9月議会に引き続いて補正予算に計上されています。まだ制度導入に当たっては序盤であり、来年度から多額の前算が組まれることとなります。全ての国民に識別番号、マイナンバーがつけられ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して管理する仕組みがスタートします。2015年10月から番号と氏名、生年月日、性別が一体に記載されたカードを全国民に送り、2016年には顔写真やICチップの入った個人番号カードを導入するという制度の計画です。もともと財界が要求したこの制度は、社会保障を自己責任の制度に後退させ、徹底した給付削減を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を削っていくことが政府、財界の最大の狙いです。情報漏えい問題、なりすまし横行など、犯罪の温床となる懸念等に対し、国民の懸念や不安に対する説明は、何一つ納得できるものとなっていません。

具体的には、歳入款14国庫支出金項国庫補助金目総務費国庫補助金社会保障・税番号制度システム整備費補助金111万7,000円を13万6,000円とするものです。歳出としましては、款2総務費項1総務管理費目9電子計算費19負担金補助及び交付金0104コンピュータとその周辺機器を管理する98万1,000円を0円とするものです。議員各位の御賛同を心よりお願いし、提案の理由といたします。

○議長（山越 守君） 以上で、16番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、本動議についての質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第99号及び日程第30、議案第100号の2件を一括議題といたします。



議案第 99号 牛久市情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第100号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。副市長野口 憲君。

〔副市長野口 憲君登壇〕

○副市長（野口 憲君） 現在上程しております議案に加え、本日追加議案2件を上程いたします。

議案第99号は牛久市情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第100号は牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、非公開情報また不開示情報となる個人に関する情報の除外を規定した条文の中で、地方独立行政法人の役員及び職員個人についての規定がなされていなかったため、追加規定するものでございます。

○議長（山越 守君） 以上で、副市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第99号及び議案第100号の2件について順次質疑を許します。

初めに、議案第99号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第99号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第100号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第100号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第99号及び議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号及び議案第100号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、請願第8号、9号についての賛成討論を行います。

まず、初めに請願第8号精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願です。

請願は、精神障害者が生活機能、社会適応などの訓練を専門のスタッフに見守られながら日中ゆっくり過ごせる場所として地域活動支援センターの設置を求めています。平成15年から平成18年までは、福祉センター内でほっとピア工房を家族会が運営、19年から21年は社会福祉法人ゆっころが運営し、親元から精神障害者が通っておりました。

しかし、平成22年にほっとピア工房がB型就労支援事業所に移行し、地域活動支援センターがなくなりました。当時の福祉部は、地域活動支援センターは社会福祉協議会に運営させる、このように回答しておりましたが、それは現在も果たされておられません。請願代表の切実な訴えにもありましたように、現在のいなしきハートフルセンターは牛久・竜ヶ崎保健所圏内ということで牛久市から16キロも離れており、利用登録をしても通い切れないのが実態で、バスに乗ろうとしたら時間が合わずに行けなかったり、朝起きられなかったり、雨が降って行けないなど、障害の特性上、利用しづらいといえます。居場所のない精神障害者が日中を自宅で過ごすことで、家で寝たり起きたりして引きこもり状態が多くなったり、病院に行きたがらず親が薬をもらいに行くなど、障害者を抱え込む家庭では家族が病気になってしまう例もあるといえます。

長期の入院患者も、平成26年1月1日の法改正により地域に戻していく、このような国の方針ですが、受け皿がなく、対応がとれないのが現状です。世界の人口の1%は、統合失調症という報告もあります。発病のきっかけとなるのは、幼児虐待、家庭不和、いじめ、不登校、リストラ、長期の過密労働、DV、死と直面する出来事などが言われており、特別な人がかかる病気ではなく、誰でもかかる可能性があるということを示しています。そのような中で、平成25年の牛久市の自立支援医療患者、精神科の方は1,010人に達し、年々ふえています。この方たち全てに対応するのは大変困難なことですが、まずは退院した人たちも受け入れ、専門スタッフのもと、回復に向け、リハビリなどゆっくりした対応などを行う、通所できる施設を市内に設置することが早急に求められます。よって、地域活動支援センターの設置に賛成をするものです。

次に、請願第9号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願です。

請願者であり聴覚障害者の佐藤さんが、趣旨説明のために常任委員会で初めて手話通訳による説明がなされ、手話言語法の必要性、目的などが話されました。いかに手話言語が音声言語同様に大切な意思疎通のできる言語であるのか、特に耳の聞こえない方にとって音声言語の口話は、「月」、「クリ」、「牛」、「雪」、「車で待つ」、「来るまで待つ」など全く同じ口の形で、意味のとり違いなどが起こり、一度ではなかなか理解できないと言いました。筆記では、1対1ではよいが、2人以上のコミュニケーションには不都合があり、手話はその点、耳の聞こえない

い方々に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となります。

しかし、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があったとありますが、耳の聞こえない子供たちにとっては、手話を身につけることで手話で学べ、自由に手話を使い、自分の意思を伝える手段として必要な言語です。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語である、このように明記をされ、2011年8月に成立した改正障害者基本法にも、手話は言語に含まれると明記をされていますので、今後は手話の普及などの法律が必要になってきます。請願にもあるように、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備が一日も早く進められるよう手話言語法の成立を心から願うものです。茨城県内44市町村中、7自治体で請願が採択をされており、牛久市議会でも議会の総意として採択することが願いに応えることです。

以上、請願第8号、第9号に賛成をいたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 今議会に提出された執行部提案のうち、議案第74号牛久市部等設置条例の一部を改正する条例、議案第78号牛久市税条例の一部を改正する条例、議案第89号土地取得について、議案第96号、97号の指定管理者の指定について、以上の条例に関し、市民クラブを代表して反対討論を行います。

議案第74号牛久市部等設置条例の一部を改正する条例は、新たに人事部を創設するものであります。人事を担当する人材育成課は、これまで市長公室に設置されていましたが、それ以前は総務部の組織下にありました。池邊市政になってから、市役所の組織体系は目まぐるしく変わっております。市長が自身の政治姿勢に合わせ、組織を改編するのは市長の特権ではあります。社会の変化に合わせ、市役所を市民の役に立つところとして機能させるためには、組織の改編も必要と言えるでしょう。

しかし、このように目まぐるしく組織をいじるのは、フレキシブルというより場当たりのといえなくもありません。職員数が三百数十名足らずの市で、人事部を創設するというのは、どう考えても異常です。職員が、一人一人の能力を十二分に発揮する体制は、部が設置されたからといってできるというものではありません。組織を細分化すれば、一つ一つの組織は弱体化し、思うような力を発揮できなくなる可能性が出てきます。むしろ、職員がじっくり仕事に取り組む体制を整えるほうが重要と思われます。よって、今回の組織再編に反対するものであります。

次に、議案第78号牛久市税条例の一部を改正する条例は、地方自治法の改正に伴う軽自動車税率の引き上げ等に関するものであります。かねてより、軽自動車税の税率引き上げに関しては多くの国民が疑問を投げかけております。消費税が10%となったとき、自動車取得税が廃止されることに伴う財源確保のため、その矛先が同じ地方税の軽自動車税に向かったという背景に、代替財源は自動車税関連税の中ではなく税全体で議論するのが本来であり、取得税廃止がユーザー負担減につながるようにすべきだという声も上がっております。

しかし、こうした国民の声を無視して、軽自動車税の引き上げが、ことし2月閣議決定で正式決定されました。市民クラブでは、昨年12月の定例議会に、多くの地域……、ちょっと中断させてください。

○議長（山越 守君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

○8番（須藤京子君） 失礼しました。

市民クラブでは、昨年12月の定例議会に、多くの地域住民の足として重要な機能を果たしている軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出を求めたことがあります。こうしたことから、国の姿勢に異を唱える意味でも、軽自動車税の引き上げに反対するものであります。

次に、議案第89号土地取得については、雨水排水対策として調整池を整備するため、土地を取得するというものであります。近年のゲリラ豪雨などによる都市型水害は、地方都市でも課題となっています。

しかしながら、当該地域の現況は、これほどの土地を取得するほど差し迫っている状況とは言えないものであります。

また、取得金額も不動産鑑定を経た後に決定されてはいますが、一部転売が繰り返された土地もあり、再考すべき事柄もあるように思われます。牛久市は、これまでも土地取得をめぐる不透明な案件もあったことから、慎重を期すべきと考え、反対するものであります。

議案第96号、97号、指定管理者の指定については、牛久市が設置し管理運営する賃貸自転車駐車場と賃貸駐車場の指定管理者として牛久都市開発株式会社を指定するものであります。一般的施設の初の指定管理者の指定で、どのような選定を経て事業者が決定されるのか、牛久市の姿勢がかいま見えるものとなりました。今回の事業者選定は、公募によるものであります。一見、公平公正のように見えますが、牛久市のこれまで行ってきた契約に関する入札のように、応募の条件が施設管理に関係ない基準により大きく左右されるものとなりました。

施設の管理運営に重点が置かれていたなら、シルバー人材センターのようなところも含め、もっと多くの事業者が応募し、経費削減や高齢者の雇用拡大につながったと思われます。

しかしながら、応募の採点基準の40%が、まちづくりにどう貢献できるかというもので、そうしたまちづくりのノウハウを持たない事業者は、応募することもできなかったのではないのでしょうか。結果として応募は2社のみで、池邊市長が社長を務めるまちづくり会社が選定されました。指定管理者制度では、指定は請負契約には当たらないため、市長が社長の会社でも構わないこととなります。こうした出来レースのような形で指定管理者が選定されるようでは、今後のまちづくりに影響が出ないとも限らないことから、本議案に反対するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 今議会に提出された請願に関し、賛成討論を行います。

今回の2つの請願は、精神保健福祉会と聴覚障害者協会から提出されました。精神保健福祉会からは、精神障害者の地域活動支援センター設置に関する請願です。この請願は、私が紹介議員となっていることから、討論は差し控えますが、国の方針により精神障害者の方々に対して、入院医療から地域生活中心へという基本的な方策が示されてあります。そして、地域移行が進んでいますが、一方で地域での受け皿は必ずしも十分でないという状況に置かれています。こうした状況に、行政はどう応えていくか、当事者を抱える家族としての切なる願いに向き合っていかなければならないものと考えます。

さて、聴覚障害者協会の請願は、手話言語法制定を求める意見書の提出を求めるというものであります。全会一致で採択される状況に、賛成討論は必要ないとも言えますが、彼らと交流のある者として、改めてお願いするものであります。今や、手話が聴覚障害者の言葉であることを知らない方はいないと思います。

しかし、学校教育において、聾教育の現場で手話が使われていないことを御存じの方は少ないのではないのでしょうか。手話は、聴覚障害者にとって言語でもあるにもかかわらず、聾学校では手話を使って授業が行われることはありません。子供たちには、徹底した口話教育が行われ、声を発する訓練を強いられます。手話は、長い間禁じられていました。手話は、手話を使う聴覚障害者にとって、日本語とは異なる言語であり、独自の語彙や文法体系を持つ言語であるにもかかわらず、手話を母語、母なる言葉としては認めていなかったのであります。聴覚障害者で組織する全日本聾啞連盟は、これまで手話の普及と手話通訳の制度化に努めてきましたが、平成24年の改正障害者基本法で、ようやく言語に手話を含むことが明記されました。こうした今こそ、手話言語法を制定し、教育や日常生活に自由に手話が使え、社会環境の整備を

進めていかなければなりません。茨城県では、10月30日現在で、この意見書の提出が行われた市町村は8カ所で、関東7都県で最低となっています。牛久市では、全会一致の提出が見込まれることから、議員各位の御理解、御協力で心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（山越 守君） 自席において休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 今定例会に提案をされました議案第74号、78号、83号、89号、96号、97号についての反対討論であります。

牛久市部設置条例の一部改正については、民間会社のような人事部がなぜ必要なのか、今までの人材育成課での総括はどうだったのか、問題があれば改善するなどの対応ではなく、来年4月より市長公室より新たに人事部を創設する議案です。

しかし、市民からは、毎年行われる機構改革には屋上屋を架すもの、無用のことをする例え、との声も出されております。何のための一部改正なのか、その必要性が理解できません。

次に牛久市税条例の一部改正についてであります。来年4月1日より原動機付自転車、軽二輪及び小型二輪の軽自動車税の税率改正が行われ、現行より値上げとなります。市への影響額は、2015年度で約1,100万円の税収増が見込まれ、2016年度には2014年度比で約5,000万円増が見込まれます。庶民には、4月より消費税増税、来年度には介護保険料などの負担増もあり、さらなる引き上げの負担増に反対をするものであります。

続きまして、牛久市一般会計補正予算、2014年度から始まったマイナンバー制度は、国が情報を一括することであり、国庫補助金として社会保障・税番号システム整備費補助金の計上ですが、マイナンバー制度に関するものについては反対をするものであります。

また、ストックヤードの用地購入については、産廃業者等のトラブル問題、土地所有者等の問題、考えさせられるものがありますが、地元住民の感情、そしてまた共同井戸などからすると、疑問の残るところではありますが、賛成せざるを得ないとつけ加えさせていただきます。

次に、調整池土地取得について、購入目的が十分納得できるものではありませんでした。住宅地での床上、床下冠水は1カ所もないとのこと、流量計算もみどり野に流入する貯水タンク

への流量も説明が不十分でありました。

以上のことから、なぜ今購入せざるを得ないのか、その必要性が考えられないものでありました。

また、自転車駐車場や車の駐車場の指定管理者への委託は、応募者への評価が議案で指定した団体へ有利と思えるもので、9月議会で指摘をしたとおりのものとなりました。ほかの団体では、シルバー人材センターに委託をし、お年寄りの生きがいとなっていることの事例もあります。牛久市民対象のシルバー人材センターは、お年寄りの生きがいや仕事場確保にも大いに役立つものであります。

さらにまた、評価項目の中には、まちのにぎわいづくりに資する事業提案がありますが、駐車場の管理と、まちのにぎわいづくりの関係が理解できるものではありません。よって、議案第74号、78号、83号、89号、96号、97号議案について反対をいたします。

議員各位の御賛同を訴えまして、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号ないし議案第100号の29件、請願第8号及び請願第9号の2件について、順次採決をいたします。

なお、採決に当たりまして、11番田中道治君におかれましては、起立にかえて挙手をもって賛意を表明することを許可をいたします。

まず、議案第72号、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、牛久市情報公開条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、牛久市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、まず、本案に対する鈴木かずみ君外2名から提出された修正案（第1号）について、採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第83号は可決されました。

次に、議案第84号、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第89号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、利根川水系県南水防事務組合規約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、牛久市男女共同参画都市宣言について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、牛久市情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第100号、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号、精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願書、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第8号は採択することに決しました。

次に、請願第9号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第9号は採択することに決しました。（拍手）

傍聴席に申し上げます。拍手等は禁じられております。静粛をお願いいたします。

〔「議長、動議」「賛成」と呼ぶ者あり〕

17番利根川英雄君、自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を御説明願います。

○17番（利根川英雄君） 小坂城址用地購入に関する調査特別委員会の調査費の追加に関する決議についてであります。

○議長（山越 守君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午前11時54分休憩

午後 0時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、柳井哲也君外1名から意見書案第9号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第9号の1件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第9号の1件を議題といたします。



意見書案第9号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

[19番柳井哲也君登壇]

○19番（柳井哲也君） 「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

以上でございます。よろしく申し上げます。

記

1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National language）と同じ位置で教育を行う。
2. 聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使えるよう、聾学校及び一般校における環境整備を行う。

3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行う。

4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月8日。

牛久市議会。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第9号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第9号について採決いたします。

意見書案第9号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま利根川英雄君外2名から決議案第9号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第9号の1件を日程に追加し、

追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

決議案第9号の1件を議題といたします。



決議案第9号 「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 決議案第9号について、「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議。

調査経費の増額90万円とするものであります。委員会終了後の調査報告書の作成及び調査審議に日数を要し、調査委員会開催日数が増となる見込みのためであります。議員各位の御賛同を求めるものであります。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第9号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第9号について採決いたします。

決議案第9号、「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。決議案第9号、「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議について、議長は否決と採決いたします。（「議長、動議」の声あり）自席でどうぞ。

○21番（石原幸雄君） 牛久市公共残土ストックヤード用地の購入に関する決議でございます。

○議長（山越 守君） 暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま石原幸雄君外2名から決議案第10号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第10号の1件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

決議案第10号の1件を議題といたします。

○

決議案第10号 牛久市公共残土ストックヤード用地の取得に関する決議の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 決議案文の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきたいと存じます。

牛久市公共残土ストックヤード用地の取得に関する決議（案）。

今定例会における議案第83号「平成26年度牛久市一般会計補正予算（第4号）」には、環境衛生費の項目に、不法投棄を防止する観点から、奥原町の公共残土ストックヤード用地の購入費として1,300万円が計上された。

一方、この用地には、業者により大量の改良土が搬入されたままであり、今後このままの状態で公共残土が搬入されれば、土圧等による地下水の汚染等が大いに懸念されることから、地域住民は大きな不安を抱えている。

他方、執行部からは、議案質疑を通じて「今後の話し合いの中で、当該業者に対して改良土の撤去等を働きかける」旨の答弁があった。

そこで、牛久市議会としては、地域住民の不安や懸念を払拭する意味で、下記の事項を強く求める次第である。

記

1、本市が独自に当該用地の土質検査を行い、問題があれば当該業者が改良土の完全な撤去を実施することを土地取得の契約条件とすること。

2、上記1項を地域住民に周知徹底すること。

以上、決議する。

平成26年12月8日。

牛久市議会。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第10号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第10号について採決いたします。

決議案第10号、牛久市公共残土ストックヤード用地の取得に関する決議の提出について、

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、決議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、茨城県南水道企業団議会議員補欠選挙を行います。



茨城県南水道企業団議会議員補欠選挙について

○議長（山越 守君） この選挙は、茨城県南水道企業団議会議員であった沼田和利君が、去る平成26年11月26日に、その議員の職を辞したため、茨城県南水道企業団規約第6条第2項の規定により、当該議会の議員のうちから茨城県南水道企業団議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議ないものと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議ないものと認めます。議長において、指名することに決定いたしました。

茨城県南水道企業団議会議員に、柳井哲也君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました柳井哲也君を茨城県南水道企業団議会議員補欠選挙の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議ないものと認めます。ただいま指名いたしました柳井哲也君が、茨城県南水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま茨城県南水道企業団議会議員に当選されました柳井哲也君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第34、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成26年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 小松崎 伸

署名議員 遠 藤 憲 子